広島県告示第四号

のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

二十四年一月十九日までの間、 その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成 縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一道路の種類

路線名一般国道

四八七号

三 道路の区域

и. >-	<i>t</i> . `~		1
先まで 先まで 大田島市江田島町小用一丁目七八二四番二地	先から、「江田島市江田島町小用一丁目七二五七番二地」「江田島市江田島町小用一丁目七二五七番二地	区間	道路の 巨垣
新	田	の新 別旧	
〇 〇 二七·五 二四·〇 〇	○ 二〇・二〇 ○ 三九・〇 二四・〇〇	敷地の幅員	
1回・○○	1回・○○	(メートル) 長	
線と一部重複県道鷲部小用メートル	二二・〇〇福員減少	備考	
没 /	X		

道路の種類

県道

路線名

鷲部小用線

三 道路の区域

Id. See	. >-	
地先まで 江田島市江田島町小用一丁目七八三一番二二	たいう、「大学の大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学のでは、「大学の	区間
新	旧	の新別旧
七・〇〇~	111.00~	(メートル)敷地の幅員
	1 1 11 • 00	(メートル) 長
複七号と一部重七号と一部重	一三六・○○	備
程 七号と一部重一般国道四八メートル	一三六・〇〇 不用物件延長	考